

事業計画書目次

[建築局]

10款1項3目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和2年度		令和元年度		増△減(2-1)		38 の 政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
43	公共建築物長寿命化対策事業	3,446,200	3,446,200	3,408,818	3,408,818	37,382	37,382	○	
44	建築基準法第12条点検業務	180,375	180,375	226,057	226,057	△45,682	△45,682		
	計	3,626,575	3,626,575	3,634,875	3,634,875	△8,300	△8,300		

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	3 目
公共建築物長寿命化対策事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
38	1

令和元年度 事業評価書 番号	10-1-3 40
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	3,446,200	0				2,100,000	1,346,200
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	3,408,818					1,700,000	1,708,818
増△減	37,382	0	0	0	0	400,000	△ 362,618

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	2,570,816	3,069,224	3,408,163
算	市債+一般財源	2,570,816	3,069,224	3,408,163
決算	事業費	2,427,630	3,001,802	3,200,383
算	市債+一般財源	2,418,595	2,998,537	3,196,969

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	8,790,000	8,790,000
算	市債+一般財源	8,790,000	8,790,000

方針に関する決裁 種別()
 (有) (H21年7月) ・ 無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

1 長寿命化対策工事費

「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全を実施しています。31年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大の「部位の性格」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。

なお、2年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。

2 公共建築物データ類整備費

各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立てています。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から運用開始しました。これに伴い保守点検を行います。

また、建築、電気、空調、衛生工事等における竣工図面のPDF化を実施します。

3 劣化調査点検委託費

本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。2年度も元年度と同等数の施設について、劣化調査を実施します。

【実績及び今後見込み】

公共施設の保全費は、部位の性格・劣化状況・施設の性格などを考慮しながら保全の優先順位付けを行い、工事を執行しています。この状態監視保全の仕組みにより、単に個別保全計画に基づく時間計画保全よりも効率的・効果的な予算執行が図られています。

状態監視による工事の選定は、必要な時期に必要な対応を行うものとして実施しており、工事が先送りされた場合には施設の休館や事故などの不測の事態、或いは後年度経費の増大などに繋がるため、適切な執行が求められています。

【事業費の内訳】

(単位:千円)

項目	2年度	元年度	差引	説明
1 長寿命化対策工事費	3,399,200	3,361,818	37,382	過年度予算では工事対応ができず、先送りされている本来対応すべき工事箇所を積上げ(突発修繕費等を含む)
2 公共建築物データ類整備費	6,000	6,000	0	保全DBの保守費用、仮想基盤使用料、図面・書類のPDF化等
3 劣化調査点検委託費	41,000	41,000	0	施設の劣化状況の把握
合計	3,446,200	3,408,818	37,382	
市債	2,100,000	1,700,000	400,000	
一般財源	1,346,200	1,708,818	△ 362,618	

【事業スケジュール】

事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つにつれ必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。

【事業開始年度】

公共建築物長寿命化対策費 平成17年度

【根拠法令】

- 横浜市公共施設の保全・利活用基本方針 (H21.3都市経営局)
- 公共施設の長寿命化の推進に関する管理責任者等の設置に関する要綱 (H25.3財政局)
- 横浜市公共建築物マネジメントの考え方 (H26.6財政局)
- 横浜市公共施設管理基本方針 (H27.3財政局)
- 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3財政局)

【根拠とするデータ等】

長寿命化対策工事候補リスト

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	藤井 康次郎	成田 充	高木 浩和

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	3 目
建築基準法第12条点検業務		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	10-1-3 41
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	180,375	0					180,375
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	226,057						226,057
増△減	△ 45,682	0	0	0	0	0	△ 45,682

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	95,333	104,733	221,946
	市債+一般財源	95,333	104,733	221,946
決算	事業費	95,333	104,733	221,946
	市債+一般財源	95,333	104,733	198,151

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	180,375	180,375
	市債+一般財源	180,375	180,375

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【 事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容 】

- 1 事業の概要
建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。点検結果については、各区局のストックマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。
- 2 2年度の内容
施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、2年度も引き続き長寿命化対策事業を推進して行く。
建築基準法の改正に伴い、現在実施している点検業務に加え、平成30年度より『防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備』について、新たに点検業務を実施する必要が生じた。

【 実績及び今後見込み 】

	29年度実績	30年度実績	元年度見込	2年度見込	3年度見込	4年度見込
建築局実施12条点検施設数	504	506	約510	約510	約510	約510
建築点検施設数	161	174	約170	約170	約170	約170
建築設備点検施設数	504	506	約510	約510	約510	約510
防火設備点検施設数	—	337	約340	約340	約340	約340

建築設備点検は毎年、建築点検は3年毎に実施する。
建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加になり、点検項目が増え、それに伴い点検人数が増え、点検委託費が増加した。防火設備点検は毎年実施する必要がある。

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	2年度	元年度	差引	説明
12条点検委託費	180,375	226,057	△ 45,682	
合計	180,375	226,057	△ 45,682	

【 事業スケジュール 】

4月から委託により点検を実施し、不具合について長寿命化対策事業での対応を含めて是正を検討していく。

【 事業開始年度 】

平成23年度から原則建築局に一元化して実施(各局予算令達替え)。平成24年度から建築局予算。

【 根拠法令 】

建築基準法第12条第2項及び第4項

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 信樹	藤岡 千久	

令和2年度課題検討事業要求書兼審査書

[建築局 営繕企画課]

事業名

公共建築物天井脱落対策事業

特記事項

中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策

政策番号	主な施策番号
34	2

令和元年度
事業評価書
番号

10-2-2 48

令和元年度
事業評価書
番号

番号

(単位:千円)

区分 (要求 審査)	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
	(2,497,340)	(89,945)	(5,604)			(2,194,000)	(207,791)
	2,107,355	85,429	5,116			1,934,000	82,810
前年度	1,781,901	95,982				1,597,000	88,919
増△減	325,454	△ 10,553	5,116	0	0	337,000	△ 6,109

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算 事業費	279,185	1,134,344	732,215
市債+一般財源	248,225	1,039,597	645,739
決算 事業費			446,223
市債+一般財源			396,392

1 事業概要

東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の脱落が生じたことから、平成27年3月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定し、市民の安全を確保するとともに、災害時において防災機能の役割が十分に果たせるよう、既存不適格（平成26年4月改正建築基準法施行令施行）となった公共建築物の天井を改修し、天井脱落による被害を可能な限り軽減を図る。

2 令和2年度要求の考え方

(1) 公共建築物天井脱落対策事業計画 完成目標年次：令和4（2022）年度

令和2年度は18施設を対象に、天井撤去及び撤去・新設にかかる調査・設計に着手する。

右記の「公共建築物天井脱落対策事業計画の考え方」を基に、1群、2群それぞれ対応施設を選定。

1群施設の概算は約47億円、2群は約134億円※1。

公共建築物天井脱落対策事業計画			
分類	第1群 (H27~29年度着手)	第2群 (H30~R4年度着手・完了)	
施設重要度	S	25施設 (0施設)	22施設 (0施設)
	A	0施設 (0施設)	3施設 (0施設)
	B	5施設 (1施設)	40施設 (2施設)
	C	0施設 (1施設)	0施設 (3施設)
合計	30施設 (2施設) ⇒全施設着手完了	65施設 (5施設)	

※1 R元年10月時点の建築局・財政局とりまとめ分の概算

※2 () は建築局・財政局とりまとめ以外の施設。

公共建築物天井脱落対策事業計画の考え方

横浜市公共建築物（約2,500施設）の中から各局へのアンケート、建築局による図面調査により、特定天井を有する施設（105施設）を選定。

優先順位の考え方

<p>危険度要素</p> <p>①吊長さが3m超 ⇒揺れやすい</p> <p>②単位重量が20kg/m²超 ⇒脱落可能性・危険度高</p> <p>③天井直下が固定席 ⇒避難しにくい</p>	<p>+</p> <p>長寿命化対策工事との連携</p> <p>診断・改修技術の進展状況</p> <p>助成金の対象等の動向</p> <p>市民利用サービスの確保</p>
---	---

(2) 事業着手スケジュール(R2年度要求ベース)

分類	第2群 (H30~R4年度着手・完了)	R2年度	
		R元年度着手	R2年度着手
施設重要度	S	22施設 (0施設)	6施設 (0施設)
	A	3施設 (0施設)	0施設 (0施設)
	B	40施設 (2施設)	12施設 (1施設)
	C	0施設 (3施設)	0施設 (1施設)
合計	65施設 (5施設)	19施設 (1施設)	18施設 (2施設)

3 要求・審査内容

(単位:千円)

項目	R2年度			R元年度 B	差引 A-B	説明
	要求	審査 A	差引			
天井脱落対策事業	2,497,340	2,107,355	▲ 389,985	1,781,901	325,454	天井脱落対策の工事等を実施
国	89,945	85,429	▲ 4,516	95,982	▲ 10,553	
県	5,604	5,116	▲ 488	0	5,116	
市債	2,194,000	1,934,000	▲ 260,000	1,597,000	337,000	
一般財源	207,791	82,810	▲ 124,981	88,919	▲ 6,109	

【審査の考え方】

所要額を精査して計上。